

衛星データ利活用映像コンテンツ使用要領

第1（趣旨）

この要領は、本県の衛星データ利活用を促進することを目的に、公共団体や民間企業等が衛星データ利活用映像コンテンツを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2（権利の帰属）

動画データは、著作権法その他の法令によって保護されており、県が著作権その他の権利又は利用権限を保有しています。

また、動画データは、本規約に規定される条件のもとで使用許諾するものであり、県は、使用許諾後も引き続き写真の使用許諾権を保持します。

第3（使用届）

動画を使用しようとするものは、あらかじめ衛星データ利活用映像コンテンツ使用届出書に必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）公益社団法人大分県産業創造機構が使用するとき。
- （3）その他知事が適当と認めるとき。

第4（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他知事が不適当と認めたとき。

第5（使用許諾の範囲）

利用者は、大分県の衛星データ利活用を促進、PR活動をすることを目的とする場合に限り、動画データの使用を許諾されます。なお、次の場合は使用を禁止します。

- （1）目的以外の用途に供すること。
- （2）動画データをそのまま複製して販売、貸与すること。
- （3）使用した動画データを単独若しくはそれに近い形で製品化し、販売などの商行為に利用すること。

第6（使用料）

使用料は無料とする。

第7（免責）

県は、提供する動画データの使用に起因する、いかなるトラブルに関しても責任を負いません。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年4月5日から施行する。